

県立高等学校における校長再任用制度について

高校教育課

1 試行の目的

学びの改革の推進、高校の再編、保護者や地域との連携など、様々な課題への対応が必要になってきている中、校長のリーダーシップ、マネジメント力が一層重要になっている一方で、令和元年度からの3年間で約7割の県立高校長が退職し、その後も大量退職者が続く上に、次期管理職となる教育職員の層が薄く、管理職の人材確保、人材育成を進めることが難しくなっている状況であった。

そこで、特に高度の知識や経験があり、学校マネジメントに優れ、意欲ある人材を校長として再任用することにより、生徒たちのために望ましい学校環境を整え、本県高校教育の継続、安定を目指す目的で校長職としての再任用試行を実施した。

2 試行の規模

令和2年度に2名の再任用校長を配置。さらに、令和3年度に2名を配置し、計4名で試行を実施した。

3 試行の成果

- (1) これまでの経験を踏まえて強力な学校マネジメント力を発揮し、新学習指導要領への対応、ICT教育の推進、各校の課題解決と魅力化に積極的に取り組み、確かな成果を挙げるとともに、その成果を広く全県に発信している。
- (2) 働き方改革の視点からの校務分掌のスリム化や課題解決に対応する組織改革、学校制度の改革等において先進的な取組を実践している。
- (3) 様々な機会を捉えて校長たちの相談役を務め、学校経営やミドルリーダー育成等に係る助言に努めている。

4 今後の方向

試行の成果を踏まえ、課題解決や将来を見据えた学校づくりの一層の推進のために、別紙要綱により校長再任用を制度化し、令和4年度より実施する。

全県で8名程度の配置を適正規模とし、高度の知識や経験があり、学校マネジメントに優れ、意欲ある人材の中から、高校教育課が適任者を選考し、地区や学校種を考慮して、配置する。

県立高等学校における再任用校長設置要綱(案)

高校教育課

1 趣旨

この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項の規定により採用し、又は同条第2項の規定によりその任期を更新し、県立高等学校に配置する校長（以下「再任用校長」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

2 目的

学びの改革の推進、高校の再編、保護者や地域との連携など、学校を取り巻く様々な課題に対し、校長のリーダーシップやマネジメント力が一層重要になっている。

このような中、特に高度の知識や経験があり、学校マネジメントに優れ、意欲ある人材を校長として再任用することにより、管理職の人材確保、人材育成を進めるとともに、生徒たちのために望ましい学校環境を整え、本県高校教育の継続、安定を目指す。

3 採用選考等

(1) 対象者

県立高等学校の校長を経験し、当該年度末に定年退職する者又は当該年度に再任用校長として勤務している者。

(2) 選考方法

高度の知識や経験があり、学校マネジメントに優れ、意欲ある人材の中から、高校教育課が選考する。

(3) 採用人数

採用する人数は、年度ごとに決定する。

(4) 採用期間

採用期間は1年とし、その更新は原則1回までとする。

4 適用する給料表及び職務の級

長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）第5条に規定する教育職給料表（2）の再任用学校職員の欄に掲げる給料月額を適用し、同条例第7条に規定する職務の級は4級とする。

5 補則

この要綱の実施に関する必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年10月11日から施行する。